

# I 総論

## 第1章 計画策定の意義と目的

### 1. 計画策定の趣旨

訓子府町の社会教育・生涯学習については、これまでに「訓子府町生涯学習推進計画」（平成5年度から平成14年度）、「第2次生涯学習推進計画」（平成15年度から平成19年度）、そして平成27年度からは「訓子府町社会教育中期計画」（平成27年度から令和元年度）に基づき、諸施策の推進に努めてきました。

少子化・高齢化、人口減少社会、高度情報通信網の発達、グローバル化の進展、格差社会など社会・自然環境の変化が急激に進む中で、近年では災害が日本各地で多くあり、そのたびに「地域づくりの重要性」がクローズアップされています。

地域コミュニティが弱体化しているといわれる中で、「**新たな地域づくり**」が求められており、地域コミュニティの維持・活性化はもちろんのこと、地域に捉われない新たな枠組みでのコミュニティの創造も注目されてきました。

このような時代の変容の中で、それに対応した学習機会の提供、地域活動への支援がますます重要になっています。

人生100年時代が到来した今、生涯の各ステージで適切な学習・活動機会の提供、学習・活動への側面的支援、環境整備が十分に行われ、人生を通じて「いつでも」「どこでも」「だれでも」が自由に、主体的に学習・活動したり、その学習や活動を地域や社会の課題解決、地域づくりにつなげていくために、ますます社会教育の重要性が高まっています。

この計画は、時代の要請を踏まえながら、訓子府町の特性を生かした社会教育の推進に関する基本的な方向を示し、社会教育による**地域づくり**について具体的な施策や事業の指針とするためのものです。

計画策定にあたっては、社会教育中期計画策定委員会を設置し、委員による分科会ワークショップ形式の議論と、町民の学習・活動の現状とニーズを把握するための個人へのアンケート調査、社会教育関係団体へのアンケート調査を行い、現状と課題の把握と方策づくりに活用しています。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、社会教育法第3条に規定される地方公共団体の任務を遂行するため、訓子府町における社会教育の推進に向けた基本的な方向を示し、社会教育による地域づくりについて具体的な施策や事業の指針とするものであり、「第6次訓子府町総合計画 ～ちょっといいね！がたくさんあるまち くんねっぷ～」 「第2期訓子府町教育大綱」などの関連計画との整合性を図りながら、「訓子府町民憲章」（昭和45年8月制定）、「訓子府町教育目標」（昭和59年10月制定）の理念に基づき推進されるものです。

## 3. 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成し、計画の期間は令和2年度から6年度までの5ヵ年とします。

「基本構想」では、現状と課題を分析し、5年後を見据えた目標を示しました。

「基本計画」では、基本構想で示した目標を達成するために、公民館、スポーツセンター、歴史館、図書館、各分野の連携を強化し、総合的な学習・活動の支援の実現に必要な基本的な施策を年齢期別に体系化しました。

また今回の計画では、より実効性の高い計画にするため、重点施策のみを体系化・表記しています。計画に掲載した事業のほかにも実施している事業は多くありますが、重点施策を意識しながら全体的に事業を推進していきます。

なお、基本計画については、諸情勢の変動や新たに必要な施策が生じたときは、計画の修正を行うなど弾力的に対応します。

また、社会教育委員会において、具体的な事務事業についての単年度実施計画とこの計画の評価や進捗状況を諮りながら進めていきます。

## II 基本構想

### 第1章 社会教育の現状と課題

#### 1. 時代背景と現状

##### (1) 人口減少社会と過疎化

2060年には、わが国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少することが予想されています。それにともない、人口構成も急激に変化していくと考えられています。本町においては、この傾向は国よりも顕著に進むと予想され、2015年に5,100人であった人口が2045年には2,759人になると推計されています〔国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成30年推計）より〕。

人口構成の急激な変化は、地域の教育力や地域コミュニティの維持に大きな影響を与えています。地域コミュニティの活性化や互いに支えあう社会を住民が自主的に作りあげていく力をつけていくための学習や活動の支援がますます必要となります。人生100年時代において、学び続け、学んだことをいかして活躍できる地域づくりが求められています。

##### (2) 多発する災害に対応する地域コミュニティの構築

近年、大規模な災害が多発しています。2011年 東日本大震災、2016年 熊本地震、2018年 西日本豪雨、胆振東部地震など多くの災害がおきています。災害や復興で地域住民やボランティアによる献身的かつ積極的な行動により、「人の絆」「地域の絆」がクローズアップされます。今ある絆を持続し発展していくことが可能な地域社会を築くためにも、地域コミュニティの構築や支えあいの地域づくりが求められています。

##### (3) 分権型社会の中での住民主体による地域づくり

国は制度を設計しますが、その運用は地域に任されることが増えてきました。「地方分権」と言われて久しい中、国の制度設計が基本としてあるため、多くの分野でさまざまな制度改変が行われ、そのことが地域づくりにも影響しています。住民と行政がともにまちづくり・地域づくりを行うことにより国の制度が変わっても、継続的な

地域づくりが行われていくことが望ましいと考えます。そのためには社会の変化に対応した学習機会の提供と本町の地域づくりが何を大切にを進めていくのかを住民が主体的に考えていく機会の創出が必要となります。



